

15. 保健衛生・環境

15-1 医療施設数

病院とは医師または歯科医師が、公衆または特定多数の人のために医業をなす場所で、患者20人以上の収容施設を有するものをいう。診療所とは医師または歯科医師が、公衆または特定多数の人の治癒医業をなす場所で、患者の収容施設を有しないもの、又は患者19人以下の収容施設を有するものをいう。

(各年3月31日現在)

年次	総数		病院		診療所		歯科診療所
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数	
平成28年	539	7,521	34	6,738	308	783	197
29	538	7,516	34	6,725	311	791	193
30	546	7,509	34	6,735	316	774	196
31	544	7,498	34	6,735	315	763	195
令和2年	541	7,257	32	6,512	313	745	196

資料：市健康福祉部保健所総務医薬課